

# 歯科衛生士法改正に関する資料 (歯科衛生士国家試験の受験資格)

## 【現状と課題】

- 近年、要介護高齢者等の誤嚥性肺炎や低栄養を予防する上で、専門的口腔ケアが重視されている。糖尿病、心臓病等の生活習慣病においても歯周病や咀嚼等の関連性が明らかとなっており、全身疾患と歯科の係わりが注目されている。
- 平成20年以降の診療報酬改定、介護報酬改定で歯科衛生士に係る事項が増加してきたことにもない歯科衛生士の需要が高まってきている。
- 歯科衛生士の求人倍率は平成15年は5.3倍であったものが、平成23年には13.6倍と著しく増加しており、質の高い歯科保健医療の提供を推進する上で、歯科衛生士の人材確保等に対する対策が急がれている。
- 平成22年度に全ての歯科衛生士学校が2年制から3年制へ移行した。平成25年春から全ての卒業生が3年制になったこと、平成23年8月に歯科口腔保健の推進に関する法律が制定されたことから、今後、歯科口腔保健に関する業務が増加し、歯科衛生士の需要が更に高まることが予測される。

# 歯科衛生士法改正について

## (歯科衛生士国家試験の受験資格)

- 歯科衛生士国家試験の受験資格を有する者の教育内容は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者の教育内容に含まれている。
- なお、歯科技工士国家試験の受験資格には、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者が含まれている。こうしたことから、歯科衛生士の人材確保の観点から、歯科衛生士の国家試験の受験資格に「歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者」を含めてはどうか。



改正の  
方向性

法第12条に定める受験資格に、例えば、「歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者。」を追加する。

## 参照条文

### ◆ 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号) 抄

第12条 試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることはできない。

- 一 文部科学大臣の指定した歯科衛生学校を卒業した者
- 二 厚生労働大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者
- 三 外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得た者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

### 【参考】 歯科技工士法 (昭和30年法律第168号) 抄

第14条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
- 二 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
- 三 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- 四 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの